

検査官等の養成状況及び教育訓練の実施状況について

令和2年6月5日
原子力規制庁
原子力安全人材育成センター

1. はじめに

平成29年7月に「高度の専門的な知識及び経験が求められる職の任用に関する訓令」が制定され、検査官等の高度の専門性が求められる職には任用資格が必要となった。

平成29年に改正された検査制度を実施するために設けられた原子力検査官について、令和2年度（2020年度）から新検査制度を実施できるよう平成30年より養成に取り組んできたところ。原子力検査官の養成結果等について報告する。

2. 既存の検査業務従事者の養成結果

（1）資格付与状況

原子力施設の安全確保のために本庁、原子力規制事務所において保安検査等の検査業務に従事していた職員については、今までの検査官としての実務経験や研修受講経験、新検査制度の試運用への参加も考慮し、新検査制度の理解を深めることを中心に研修コースを開発した。そして、研修を終了した検査官等から順次、原子力安全人材育成センターが主催する試験（口答試問）を実施し、資格認定を行った。（別紙参照）

原子力検査資格付与状況（令和2年3月31日現在）

基本原子力検査資格	34人
中級原子力検査資格	90人
上級原子力検査資格	77人
合計	201人

基本資格：検査制度や技術の基本を理解し、中級・上級資格者の指示の下で検査ができる職員に付与

中級資格：チーム検査等のリーダーを務められる程度の力量がある検査官に付与

上級資格：本庁、規制事務所において検査事務に関して総合調整できる力量がある検査官に付与

（2）今後の取組

核燃料施設担当検査官向けのウォークダウン研修について開発中であり、今後、資格付与時には義務としていなかった核燃料施設担当検査官に当該研修を順次受講させる。

3. 若手職員に対する教育訓練の実施状況

（1）教育訓練の状況

平成30年4月から基本資格を取得するための教育訓練課程を開発したところ。第1期生として平成26年度新卒採用職員（一般職技術系）から5名選抜し、2年間で集中

的に教育訓練を行っているほか（集中型コース）、平成30年10月には、業務をしながら数年かけて修了する「分散型コース」を開始した。

教育訓練課程の受入状況

	1期生 (平成30年度)	2期生 (令和元年度)	3期生 (令和2年度)
集中型コース	5名	7名	17名
分散型コース	6名	6名	秋以降

(基本資格に係る教育訓練課程の概要)

- ・ 原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策、放射線規制の各資格に係る技術・実務知識の研修を行うとともに、配属先での実習を経て資格を取得する。

集中型コース：5資格すべての集合研修（座学）の受講し、資格を取得。

分散型コース：職種により5～10年間。通常業務を行いつつ、取得を希望する資格に係る集合研修を計画的に受講。

(2) 課程の見直し

集中型コース1期生については、本年3月末に課程を修了したところ。研修期間と研修機会のバランス、取得できる資格が限定的といった課題への対応も踏まえつつ、2年間の実施結果から資格カリキュラムを大幅に見直すこととし、内容が受講生のレベルと合致しない研修項目の見直しや研修の統廃合・重複排除の徹底に加え、実務訓練を課程修了後において、配属部署において原子力安全人材育成センターの指導の下で計画的に実施することとし、研修期間を2年から1年に短縮した。

すでに研修を開始している2期集中型コース訓練生については8月で教育訓練を終了し、資格付与後配属先において実務訓練を開始する予定である。また、すでに課程を修了している1期生については、筆記試験で履修確認済みの資格について付与することとした。

(3) 今後の取組

引き続き2期生、3期生に対する研修を実施するとともに、課程修了後現場配属で実務訓練を行う2期生に対する訓練内容の精査・準備等を進めていく。

既存検査官に係る試験(口頭試問)の実施プロセスについて

H30年度～H31年度

1. センターが指定する研修の受講(※1)

- (1) ①NRCインストラクタセミナー ②新検査制度の概要、検査官心得
③PRA基礎 ④ウォークダウン
- (2) 原子炉運転シミュレータ研修
 - ・ 通常運転、過渡変化・設計基準事故に関する研修
 - ・ 高度な運転知識を付与するための外部機関派遣研修(選抜)

※1 (1)②③④及び(2)については、可能な限り口頭試問までに受講。定員の都合上、受講できない場合には、実施見込みでの口頭試問受験を認める。
サイクル施設系検査官については、(1)④、(2)の受講は義務としない。ただし、(1)④は指名された職員は必須とする。なお、実用炉施設担当に異動した場合受講を必要とする。

2. 上申書の作成・提出

3. 上申書の内容審査

4. 受験者への口頭試問

5. 資格証書の交付

6. 原子力検査官として新検査業務に従事

H31年度中

～H32.3末

H32.4～

合格

条件付き合格

※2

不合格

再訓練
(総括指導官確認)

再試験

※2 条件付き合格の場合、期限内に指定された研修を受講すること等が必要。

自身の参画情報を上申書に反映

新検査制度の試運用参画

コミュニケーション、状態監視、原子力エンジニアリング等(※3)の受講(～H35.3末)

※3 十分な力量がある職員は受験免除あり

集中型教育訓練課程の見直しについて

令和2年4月22日
原子力規制庁

1. はじめに

平成30年4月から開始した5つの基本資格（①原子力検査、②原子力安全審査、③保障措置査察、④危機管理対策、⑤放射線規制）の教育訓練課程については、新卒採用職員を対象に、①実務から離して、約2年間で集中的に訓練を受けさせる集中型教育訓練課程と②実務に従事しながら、各研修計画に従って分散的に訓練を受けさせる分散型教育訓練課程の2つの方法を準備して研修を進めてきた（平成30年2月14日の第66回原子力規制委員会で報告）。

令和2年3月、第1期5名の訓練生が集中型教育訓練課程を修了したところであり、これまでの取組を踏まえて課題を整理し、集中型教育訓練課程を見直すこととしたので報告する。

2. 課題

○研修期間と研修機会のバランス

集中型教育訓練課程は、規制業務に必要な技術的な専門性を満遍なく有することが求められる一般職（技術）を対象に制度を準備したが、2年間という長期の課程であるため、全ての一般職（技術）に研修機会を付与することが任用上困難になっている。具体的には、対象となる職員が73名（平成26年度から平成31年度採用）いる中、第1期と第2期の訓練生は計12名であり、研修期間を見直すことなく研修機会を拡充することができない。

○取得できる資格が限定的

集中型教育訓練課程は5つの基本資格の取得を目的としていたが、研修の最後6か月で実施するOJTについて、5つの基本資格に対応するOJTを全て実施するカリキュラムを組むことができず、結果として第1期の訓練生が取得できた基本資格が限定されている。集中型教育訓練課程で実施するOJTを資格取得の前提とする仕組みを見直すか、研修期間をより長期化しない限り、5つの基本資格の取得ができない。

3. 集中型教育訓練課程の見直し

集中型教育訓練課程について、以下の見直しを行うことにより、技術的な専門性が求められる職種の多くを担うことが期待される一般職技術系職員に対し、入庁早期の段階で、基本資格（全5資格）を取得できる機会を付与する。5月から研修を開始する第3期訓練生は、17名とする予定である。

○ 研修期間の見直し

内容が受講生のレベルと合致しない研修項目の見直しや研修の統廃合・重複排除の徹底により、研修期間を2年から1年に短縮する。履修状況の確認は、筆記試験で行う。なお、OJTは集中型教育訓練課程には含めず、基本資格の付与後に行う。

○ OJTの見直し

上記の研修期間を見直した集中型教育訓練課程において、履修の確認により基本資格を得た課程修了者は、原子力安全人材育成センター指導官の指導の下、それぞれの配属先において計画的にOJTを行わせることで研鑽を積ませることとする。

4. 経過措置

第1期の訓練生について、履修状況が筆記試験で確認できていれば、全ての基本資格を付与する。

第2期の訓練生の研修期間は、1年半に短縮する。

5. 新型コロナウイルス感染症防止対策

第2期及び第3期集中型教育訓練課程は、当分の間、Web会議の活用などの工夫をした上で行う。

6. その他課題

以下の課題については、今後更なる検討を進める。

○一般職（技術）以外の職員（総合職、一般職（事務）、中途採用者等）の研修機会の付与について

○中級・上級資格のあり方について

○付与した資格の継続のあり方について

○筆記試験による資格付与のあり方について